

広島市水道局週休 2 日交替制工事試行要領  
(土木工事及び配管工事) (R7. 10)

Q & A

令和 7 年 10 月

# 目次

(定義) 第2条関係 .....	1
Q 1 完全週休2日交替制とはなにか。 .....	1
Q 2 週単位とはなにか。 .....	1
Q 3 月単位とはなにか。 .....	1
Q 4 月単位の交替制とはなにか。 .....	1
Q 5 通期の交替制とはなにか。 .....	1
Q 6 対象期間はどの期間なのか。 .....	2
Q 7 対象者とは誰のことか。 .....	3
Q 8 工事着手日とはどの日を指すのか。 .....	3
Q 9 工事完了日とはどの日を指すのか。 .....	3
Q 10 休日率の算定方法はどのようにするのか。 .....	3
Q 11 どのような場合に交替制とするのか。 .....	4
Q 12 交替制を希望する場合の工事打合せ簿にはなにを記載するのか。 .....	4
Q 13 施工計画書にはどのようなことを書くのか。 .....	4
Q 14 当初から「週単位」ではなく「月単位」として実施してもよいのか。 .....	4
Q 15 「通期」の補正がなくなったが、実施しなければならないのか。 .....	4
Q 16 休日率の確認はどのように行うのか。 .....	5
Q 17 現場閉所日（休工）はどう扱うのか。 .....	5
Q 18 休日取得状況表はどのように入力するのか。 .....	5
Q 19 必ず設計変更するのか。 .....	7
Q 20 設計変更すると減額となるのか。 .....	7
Q 21 複数年度にわたる長期工事の場合は、いつ設計変更するのか。 .....	7
Q 22 最終変更時に工事完了していない場合は、どのように設計変更するのか。 .....	8
Q 23 市場単価や土木工事標準単価は、補正対象となるのか。 .....	8
Q 24 仮設材（鋼矢板・山留材・覆工板など）の賃料は補正対象となるのか。 .....	8
Q 25 水道局独自単価で補正対象になるものはあるか。 .....	8
Q 26 労務費の補正係数の乗じ方はどのように行うのか。 .....	8
Q 27 見積りは補正対象となるのか。 .....	9
Q 28 「設計業務委託等技術者単価」は労務費の補正対象とならないのか。 .....	9
Q 29 災害や事故等により行った工事現場での作業は補正の対象となるか。 .....	9
Q 30 休日率達成状況ごとの補正条件は積算システムではどうなるのか。 .....	9
Q 31 「週休2日交替制」達成のための工期延長は認められるのか。 .....	9
Q 32 交替制を達成できた場合の工事成績評定の評価はどうなるのか。 .....	10
Q 33 アンケートの提出は必須か。 .....	10
Q 34 評定の対象とならないものとはなにか。 .....	10
Q 35 「週休2日工事実績証明書」は必ず発行するのか。 .....	10
Q 36 「交替制」と「週休2日」の違いはなにか。 .....	11

## (定義) 第2条関係

**Q 1 完全週休2日交替制とはなにか。**

A 1 週休2日交替制工事（以下「交替制」という。）における完全週休2日交替制とは、対象者が交替しながら休日取得し、すべての週単位の休日率が28.5%以上となるよう休日を確保する取り組みです。

すべての週単位における休日率が28.5%以上の場合に完全週休2日交替制が達成されたものとします。

**Q 2 週単位とはなにか。**

A 2 週単位とは、工事着手日から起算して工事完了日までの期間を7日（1週）ごとに分けた期間のことをいい、工事全体（全対象者）で共通とします。

**Q 3 月単位とはなにか。**

A 3 月単位とは、実際の歴月によらず、工事着手日から起算して工事完了日までの期間を28日（4週）ごとに分けた期間のことをいい、工事全体（全対象者）で共通とします。

**Q 4 月単位の交替制とはなにか。**

A 4 完全週休2日交替制が達成できなかった場合において、対象者が交替しながら休日取得し、すべての月単位の休日率が28.5%以上となるよう休日を確保する取り組みです。

すべての月単位における休日率が28.5%以上の場合に月単位の交替制が達成されたものとします。

**Q 5 通期の交替制とはなにか。**

A 5 月単位の交替制が達成できなかった場合において、対象者が交替しながら休日取得し、対象期間全体の休日率が28.5%以上となるよう休日を確保する取り組みです。

対象期間全体での休日率が28.5%以上の場合に通期の交替制が達成されたものとします。

## Q 6 対象期間はどの期間なのか。

A 6 対象者ごとの現場従事開始日から現場従事完了日までの期間のうち、次の期間を除いた期間です。

### 【対象外期間】

- ① 年末年始6日間（12月29日から1月3日（変更可））  
夏期休暇3日間（8月13日から8月15日（変更可））
- ② 工場製作のみを実施している期間
- ③ 工事全体を一時中止している期間
- ④ 受注者の責によらず、現場作業を余儀なくされる期間
- ⑤ ①～④の期間を含む週単位
- ⑥ 休日率が50%以上の週単位
- ⑦ 7日未満の週単位

### ⑤の週単位の例

対象者	月日	8月8日	8月9日	8月10日	8月11日	8月12日	8月13日	8月14日	個別 休日率
	水道 太郎	作業	作業	作業	休日	作業	夏休	夏休	対象外

### ⑥の週単位の例

対象者	月日	8月22日	8月23日	8月24日	8月25日	8月26日	8月27日	8月28日	個別 休日率
	水道 太郎	作業	休日	作業	休日	休日	休日	作業	対象外

### ⑦の週単位の例

対象者	月日	8月1日	8月2日	8月3日	8月4日	8月5日	8月6日	8月7日	個別 休日率
	水道 太郎	作業	作業	作業	休日	作業	休日	作業	28.6%
水道 次郎				作業	作業	作業	休日	作業	対象外

### 月単位の例

月単位	第1週							第2週							第3週							第4週							実績			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				
月	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	対象日数	休日数	月単位判定		
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木				
対象者名	着手日																															
水道 太郎	実施	作業	作業	作業	休日	作業	休日	作業	作業	作業	休日	作業	夏休	夏休	休日	作業	作業	休日	作業	休日	休日	休日	作業	7	2		35.8%					
	判定	作業	作業	休日	作業	休日	作業	対象外	対象外	対象外	28.6%																					
水道 次郎	実施		作業	作業	作業	休日	作業	休日	休日	作業	作業	夏休	夏休	休日	作業	作業	夏休	作業	作業	作業	作業											
	判定	対象外	対象外	対象外			達成																									
水道 三郎	実施																															
	判定	対象外	対象外	対象外	42.9%																											

**Q 7 対象者とは誰のことか。**

A 7 交替制の対象者とは、施工管理を行う現場代理人等の技術者、建設現場の直接的な作業を行う技能労働者及び交通誘導警備員とします。

**Q 8 工事着手日とはどの日を指すのか。**

A 8 交替制における工事着手日とは、工事目的物の施工に係る現場作業（直接工事費及び準備費として積上げ計上されているもの）について、最初に現場作業に着手する日のことをいいます。

なお、水道工事共通仕様書の工事着手とは異なるので注意してください。

**【水道工事共通仕様書（工事着手）】**

工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

**Q 9 工事完了日とはどの日を指すのか。**

A 9 工事目的物の施工に係る現場作業（直接工事費として積上げ計上されているもの。後片付け及び工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去を除く。）が完了した日のことをいいます。

**Q 10 休日率の算定方法はどのようにするのか。**

A 10 対象者ごとに「週単位」、「月単位」又は「通期」の対象日数における休日取得日数÷対象日数で求めた率（（%）小数第2位四捨五入）を合算して対象者の人数で除します。

週単位であれば週単位ごと、月単位であれば月単位ごとに算定し、通期であれば対象期間全体で算定します。

**週単位の休日率の算定例**

対象者	週単位内従事状況							個別 休日率	休日率
A	作業	作業	休日	休日	作業	作業	作業	28.6%	85.8÷3人=28.6%  28.5%以上達成
B	作業	作業	作業	休日	休日	作業	休日	42.9%	
C	作業	作業	作業	作業	休日	作業	作業	14.3%	
D			作業	作業	休日	休日	作業	対象外	
計								85.8%	

### (対象工事) 第3条関係

Q 1 1 どのような場合に交替制とするのか。

A 1 1 広島市水道局が発注する土木工事及び配管工事は「週休2日」での発注を基本とし、「週休2日」の受注者が、実施方法を「交替制」に変更することを希望し、休日の証明方法等について発注者の承諾を得た場合に「交替制」として実施することとなります。

### (実施方法) 第4条関係

Q 1 2 交替制を希望する場合の工事打合せ簿にはなにを記載するのか。

A 1 2 工事着手前に以下のことについて具体的に記載して提出してください。

- ①対象者の休日を確保するための施工体制について
  - ②対象者ごとの休日取得日及び現場従事日を証明する方法（提示物）について
  - ③現場代理人が休日取得する際の施工体制及び現場連絡員の連絡先等について
- ※これらの事項について、発注者の承諾が得られるまでは現場着手出来ません。

Q 1 3 施工計画書にはどのようなことを書くのか。

A 1 3 A 1 2で承諾を得た内容を施工計画書の（18）法定休日・所定休日（週休2日の導入）に記載してください。

Q 1 4 当初から「週単位」ではなく「月単位」として実施してもよいのか。

A 1 4 当初から「月単位の交替制」として実施することは認められません。

「完全週休2日交替制」として実施に取り組み、やむを得ず達成できなかった場合に「月単位の交替制」の実施に移行することとなります。

Q 1 5 「通期」の補正がなくなったが、実施しなければならないのか。

A 1 5 「完全週休2日」として発注した工事の実施方法を交替制に変更した工事では、「完全」及び「月単位」のどちらも達成できなかった場合においても、働き方改革推進の趣旨から、工事完了まで「通期の週休2日交替制」に取り組むこととしています。

## (実施報告) 第5条関係

### Q 16 休日率の確認はどのように行うのか。

A 16 「完全週休2日交替制」の場合、受注者は、各週単位の翌週単位に対象者の休日取得実績を記入した「休日取得状況表【完全】(R7.10)」の提出及び施工計画書に記載した対象者ごとの休日が確認できる資料を監督員に提示し、前週単位の「完全週休2日交替制」の達成状況の確認を受けることとしています。

やむを得ず「完全週休2日交替制」が達成できず、実施方法を「月単位の週休2日交替制」に変更した場合、受注者は、各月単位の翌月単位に対象者の休日取得実績を記入した「休日取得状況表【月単位・通期】(R7.10)」及び施工計画書に記載した対象者ごとの休日が確認できる資料を監督員に提示し、前月単位の「月単位の週休2日交替制」の達成状況を確認を受けることとしています。

### Q 17 現場閉所日（休工）はどう扱うのか。

A 17 対象者の休日取得日とします。

### Q 18 休日取得状況表はどのように入力するのか。

A 18 以下の手順で入力します。

- ① 青色見出しの【月単位・通期】のシートの「工事名」、「受注者」、「工事着手日」及び想定の「工事完了日」を入力してください。

休日取得状況表【月単位・通期】(R7.10)  
(週休2日交替制工事)

工事名	●●●●地区配水管改良工事							受注者	◆◆建設株																						
工事着手日	2025/10/1							工事完了日	2026/10/1																						
対象外期間								2025/8/26 時点																							
<ul style="list-style-type: none"><li>夏季休暇、年末年始休暇</li><li>工場製作のみを実施している期間</li><li>工事全体を一時中止している期間</li><li>受注者の責によらず、現場作業を余儀なくされる期間</li><li>上記の期間を含む週単位</li><li>休日率が5.0%以上の月単位又は通期</li><li>7日未満の週単位</li></ul>								月単位																							
								通期																							
								通期の休日率																							
休日率 = 対象者ごとの(休日数 ÷ 対象日数) (%) の合算 + 対象者数																															
週	第1週							第2週							第3週							第4週							実績		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10				
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火				
月	春手日																					対象日数	休日数	月単位判定							
実績																															
【月単位・通期】 【完全】 <b>使い方</b> 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20																															

- ② 数字見出しのシートの対象者名を入力し、従事状況をプルダウンから選択して入力してください。

### 対象者別休日等管理表

工事名	●●●●地区配水管改良工事
-----	---------------

対象者名	水道 太郎
------	-------

着手日	2025/10/1
完了日	2026/10/1

	年月日	曜日	従事状況	内訳	週単位 休日率
1	2025/10/1	水	作業	作業	28.60%
	2025/10/2	木	作業	5	
	2025/10/3	金	休日	休日	
	2025/10/4	土	作業	2	
	2025/10/5	日	休日	その他	
	2025/10/6	月	作業	0	
	2025/10/7	火	作業	0	
2	2025/10/8	水		作業	対象外
	2025/10/9	木		0	
	2025/10/10	金		休日	
	2025/10/11	土		0	
	2025/10/12	日		その他	
	2025/10/13	月		0	
	2025/10/14	火		7	

- ③ 赤色見出しの【完全】のシートの対象週単位の週数を入力すると完全週休2日交替制の達成状況が表示されますので、各週単位の翌週単位にこのシートを印刷したものを監督員に提出してください。

### 休日取得状況表【完全】(R7.10)

(週休2日交替制工事)

#### 週単位

工事名	●●●●地区配水管改良工事
受注者	◆◆建設株
対象週単位	第 1 週
期間	10月1日 ~ 10月7日

対象者数	1
休日率	28.60%
達成判定	達成

対象外期間							
(1) 年末年始6日間、夏期休暇3日間							
(2) 工場製作のみを実施している期間							
(3) 工事全体を一時中止している期間							
(4) 受注者の責によらず、現場作業を余儀なくされる期間							
(5) (1) ~ (4) の期間を含む週単位							
(6) 休日率が50%以上の週単位							
(7) 7日未満の週単位							

対象者	月日	10月1日	10月2日	10月3日	10月4日	10月5日	10月6日	10月7日	個別 休日率
		作業	作業	休日	作業	休日	作業	作業	
水道 太郎									28.60%

- ④ 施工途中で【月単位】又は【通期】に移行した場合も引き続き②の数字見出しのシートに休日等を入力してください。青色見出しの【月単位・通期】のシートに【月単位】及び【通期】の達成状況が反映されますので、各月単位の翌月単位にこのシートの前月単位分を印刷して監督員に提出してください。

月単位	第1週							第2週							第3週							第4週							実績				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28					
月	16	17	18	19	20	21	22	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7					
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28					
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火					
対象者名	看 手 日																																
本数 大部	未記	作業	作業	休日	作業	休日	作業	作業	休日	作業	休日	作業	休日	作業	休日	作業	休日	作業	休日	作業	休日	作業	休日	作業	休日	作業	休日	T 2	28.6%	28.6%			
未記	作業	作業	休日	作業	休日	作業	作業	休日	作業	休日	作業	休日	作業	休日	作業	休日	作業	休日	作業	休日	作業	休日	作業	休日	作業	休日	作業	休日	作業	休日	28.6%	28.6%	達成

## (経費等の補正) 第6条関係

Q 19 必ず設計変更するのか。

A 19 「週休2日」と「交替制」は補正対象が違うため、必ず設計変更します。実施方法を変更した時点で「完全週休2日交替制」を達成したものとして変更契約をします。

また、「完全週休2日交替制」が達成できず「月単位の交替制」を達成した場合には、最終変更契約時に「月単位の交替制」に応じた補正係数に減じて設計変更を行ない、

「月単位の交替制」も達成できなかった場合には、交替制補正無しとして設計変更を行います。

Q 20 設計変更すると減額となるのか。

A 20 「交替制」は、共通仮設費率が補正対象外のため、「完全週休2日交替制」を達成しても減額となります。

Q 21 複数年度にわたる長期工事の場合は、いつ設計変更するのか。

A 21 休日率の達成状況により設計変更するため、最終変更契約時において「完全週休2日交替制」が達成できなかった場合に実績に応じた設計変更を行います。ただし、施工途中で「完全週休2日交替制」が達成できず、「月単位の交替制」又は「通期の交替制」に移行した場合は、移行年度に実施状況に応じて設計変更を行います。

**Q 2 2 最終変更時に工事完了していない場合は、どのように設計変更するのか。**

A 2 2 最終変更時点の実績による休日率をもとに受注者と発注者で協議の上、工事完了日までの見込みにより設計変更を行います。

なお、受注者は工事完了後、速やかに対象者ごとの休日取得状況（現場従事状況）が確認できる資料の提示又は提出に併せて「休日取得状況表（R7. 10）」を提出してください。

**Q 2 3 市場単価や土木工事標準単価は、補正対象となるのか。**

A 2 3 補正対象となります。

**Q 2 4 仮設材（鋼矢板・山留材・覆工板など）の賃料は補正対象となるのか。**

A 2 4 仮設材の賃料は、補正対象となりません。

**Q 2 5 水道局独自単価で補正対象になるものはあるか。**

A 2 5 水道用資材等価格調査業務により決定している不断水T字管（耐震型）の設置費、不断水挿入管路断水器の設置費、視覚障害者誘導標示（溶融式）（シート式）（貼付式）設置費を市場単価に準じて補正対象としています。

**Q 2 6 労務費の補正係数の乗じ方はどのように行うのか。**

A 2 6 基準額に交替制以外の補正係数及び週休2日交替制の補正係数を乗じ端数処理（10円未満切捨て）します。

（例）条件：・普通作業員

- ・夜時間制約（夜1）
- ・月単位の交替制達成

補正後の労務費

$$\begin{aligned} &= \text{労務単価（基準額）} \times \text{時間的制約補正} \times \text{夜間補正} \times \text{完全週休2日交替制} \\ &= 18,300\text{円} \times 1.14 \times 1.5 \times 1.02 \\ &= 31,918.86\text{円} \Rightarrow 31,910\text{円} \text{（端数処理）} \end{aligned}$$

**Q 2 7 見積りは補正対象となるのか。**

A 2 7 補正対象とします。

**Q 2 8 「設計業務委託等技術者単価」は労務費の補正対象とならないのか。**

A 2 8 「設計業務委託等技術者単価」は直接人件費のため、労務費の補正対象とはなりません。（例：家屋調査費（事前調査費）、鉄筋探査等）

**Q 2 9 災害や事故等により行った工事現場での作業は補正の対象となるか。**

A 2 9 災害や事故等により行った工事現場内の作業については、当該工事において設計変更により計上する場合は補正の対象となります。

**Q 3 0 休日率達成状況ごとの補正条件は積算システムではどうなるのか。**

A 3 0 次のとおりです。

達成実績	積算システム週休2日補正
完全週休2日交替制	補正あり 完全週休2日交替制
月単位の週休2日交替制	補正あり 月単位の週休2日交替制
通期の週休2日交替制	補正なし

### (工期設定) 第7条関係

**Q 3 1 「週休2日交替制」達成のための工期延長は認められるのか。**

A 3 1 実施方法を「週休2日」から「交替制」へ変更することによる工期変更及び「交替制」を達成するための工期変更は行いません。

## (工事成績評定) 第8条関係

Q 3 2 交替制を達成できた場合の工事成績評定の評価はどうなるのか。

A 3 2 「完全」又は「月単位」の交替制を達成できた場合、工事成績評定において監督員及び担当課長等の評価項目である「工程管理」の項目で評価します。

### 【監督員用】

(考查項目別運用表 別紙-1② 2. 施工状況 II. 工程管理)

施工計画書に基づき週休2日を達成した。

上記事項で評価する。

### 【工事担当課長用】

(考查項目別運用表 別紙-2① 2. 施工状況 II. 工程管理)

週休2日を達成した。

上記事項で評価し、「完全週休2日交替制」を達成した場合は原則a評価、「月単位の週休2日交替制」又は「通期の週休2日交替制」を達成した場合は原則b評価とするが、他の項目と総合的に判断して他の評価とすることを妨げるものではない。

## (アンケート調査等) 第9条関係

Q 3 3 アンケートの提出は必須か。

A 3 3 発注者が依頼した場合のみとなります。

## (施工実績) 第11条関係

Q 3 4 評定の対象とならないものとはなにか。

A 3 4 工事完成時の請負代金額が400万円未満の工事及び管理者が評定について必要ないと認めた工事のことです。

なお、週休2日の対象工事として発注していない工事は実績とはなりません。

Q 3 5 「週休2日工事実績証明書」は必ず発行するのか。

A 3 5 評定を行わない工事において、検査合格後に受注者が希望する場合のみ発行します。

## (その他)

### Q 3 6 「交替制」と「週休 2 日」の違いはなにか。

A 3 6 「週休 2 日」が「現場」を対象としているのに対して「交替制」は「人」を対象としており、「対象期間」や「休日」の考え方及び管理方法が違います。主な違いは以下のとおりです。

項目	週休 2 日	交替制
実施方法	完全週休 2 日 (未達成で月単位に移行) (月単位未達成で通期に移行)	完全週休 2 日交替制 (未達成で月単位に移行) (月単位未達成で通期に移行)
達成判定	原則、土日に現場閉所し、対象期間の現場閉所日実績で判定	対象者ごとの対象期間における休日取得率を平均した休日率で判定
労務費補正	○	○
共通仮設費率補正	○	×
現場管理費率補正	○	○
市場単価補正	○	○
土木工事標準単価	○	○
水道用資材等価格調査業務による工事費の補正	○	○
適用要領の変更	交替制に変更可	変更不可

○：補正あり、×：補正なし